

(案)

国内肥料資源活用総合支援事業に係る審査基準

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業における審査項目（採択基準）及びポイントは下表のとおりとします。

農林水産省は、提出された申請書類について、採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、審査項目のうち必須項目において一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者として選定することはできないこととします。また、ポイントの合計値が一定の基準に満たない場合には、不採択とすることがあります。

審査項目			評価
必須項目	事業実施計画書の妥当性	① 成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。 ア 適切に設定されている イ 適切に設定されていない	— 不採択
		② 事業費は適正に算定されているか。 ア 適正に算定されている イ 適正に算定されていない	— 不採択
		③ 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。 ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある イ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能とはいえない	— 不採択
	事業実施主体の適格性	④ 実施要領別表1に定める事業実施主体の要件を満たしているか。 ア 満たしている イ 満たしていない	— 不採択
		⑤ 肥料原料供給者、肥料製造業者及び耕種農家等の連携を位置付けた実現可能な計画（連携計画）を有しているか。 ア 実現可能な計画を有している イ 実現可能な計画を有していない	— 不採択
	評価項目	成果目標 a)肥料原料・肥料の販売・提供数量	⑥ 実施要領別紙1-1の第5の1に基づく成果目標の増加量について、相対的に評価を行う。
目標 b)肥料の取扱数量		⑦ 実施要領別紙1-1の第5の2に基づく成果目標の増加量について、相対的に評価を行う。	0～10
注 c)肥料の施用		⑧ 実施要領別紙1-2の第5に基づく成果目標の増加量に	0～10

	1	面積	ついて、相対的に評価を行う。	
加 算 項 目	取組の広域性 注2		⑨ 国内肥料原料の供給から国内肥料原料由来の肥料の利用までの取組が都道府県の区域を超える範囲での取組となっている場合又は広域流通に適した肥料の形態による取組となっている場合	10
	輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の代替性		⑩ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用することを想定している場合（窒素、リン酸又は加里を保証又は表示するものに限る。）。	10
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく計画認定等		⑪ 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている場合又は令和5年までに認定を受ける見込みがある場合。 ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 ウ ア及びイの両方の者を含む。	5
				5
			⑫ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。若しくは令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合。	10
農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく認定		⑬ 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けている場合。	10	

(注) 1 成果目標の得点については、同期間の公募において提出のあった申請書を成果目標の高い順に並べ、上から順位付けした上で以下の算定式により評価点を決定することとします。

$$(\text{評価点}) = 10 \times (\text{申請者数} - \text{当該申請書の順位} + 1) / (\text{申請者数})$$

なお、複数の成果目標を設定している場合は、最も評価点の高い項目のみを採用します。

2 取組内容の広域性については、北海道においては総合振興局及び振興局の所管区域を越えるか否か、その他の都府県においては都府県域を越えるか否かで判断することとします。

3 ポイントの合計数が同じ場合には、事業費が低いものを上位とします。